

高齢者、障害者が利用しやすい建築物の整備に関する条例における 宿泊施設の規定改正の考え方（案）について

東京都都市整備局

令和4年7月

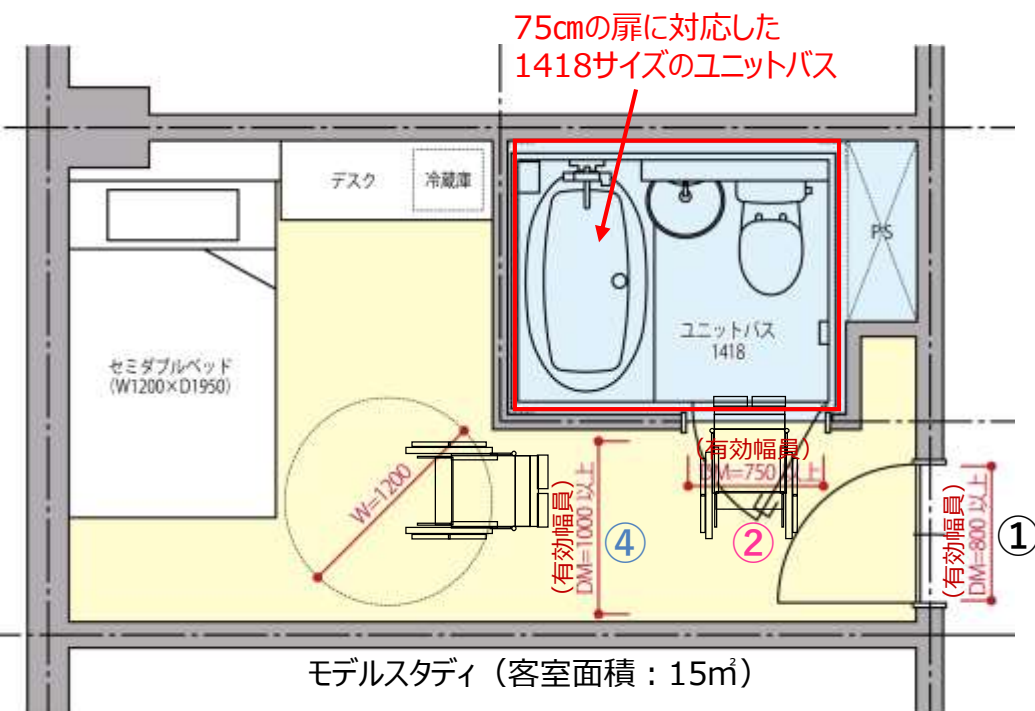
1. 条例の見直し（案）について

○ 宿泊施設（一般客室）に係る条例の規定の見直し案

		現 行	見直し案
①	客室の出入口幅	80cm以上（変更なし）	
②	浴室等の出入口幅	70cm以上	70cm以上（客室面積15㎡未満） 75cm以上（客室面積15㎡以上）
③	客室内の段差	段差を設けない（変更なし）	
④	浴室等前の通路幅	規定なし	80cm以上（客室面積15㎡未満） 100cm以上（客室面積15㎡以上）

対象：延べ1,000㎡以上の新築等を行うホテル又は旅館

➤ 電動車椅子も含む
車椅子使用者がより使いやすい
一般客室の整備を促進



客室面積15㎡以上

- ・浴室等の出入口幅 75cm
浴室等前の通路幅 100cm を確保することが可能
- ・1418サイズのユニットバスの使用が可能

（参考）

新築ホテルにおける面積15㎡以上の客室の割合：約 **73%**※

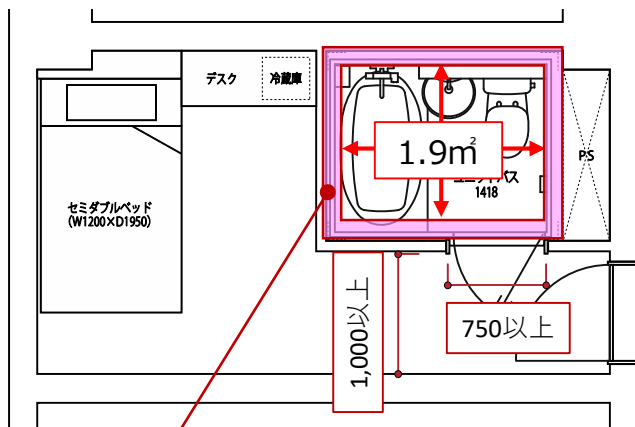
※ 調査対象：条例施行後（R1.9.1以降）に着工した延べ1,000㎡以上のホテル又は旅館（新築29施設：計約3600室）

2. 質の高い客室の整備に向けた促進策について

○ 条例の見直しとともに質の高い客室の整備に向けた促進策を実施

容積率緩和制度の周知

多くのホテルで使用される1216サイズのユニットバスの面積（ 1.9m^2 ）を超える部分の容積率を緩和できる仕組みを周知



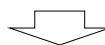
超える部分は容積率不算入

1216（ 1.92m^2 ）→1418（ 2.52m^2 ）のサイズアップに伴い、1室あたり 0.6m^2 の緩和
→1フロア25室で客室1室分（ 15m^2 ）を緩和

➡ ゆとりある客室と浴室を誘導

バリアフリー改修への補助

質の高い客室の整備を誘導するため、一般客室のバリアフリー改修に対して補助を実施



望ましい整備水準への改修



➡ 客室のバリアフリー化を促進

より良い客室の整備に向けた周知

パンフレット、セミナーにより望ましい整備水準を周知
また、とうきょうユニバーサルデザインナビ等により新基準に適合した宿泊施設の情報発信



(参考)
パンフレット：
建築物のバリアフリー化を
進めるために



新基準適合客室
の情報を追加

(参考)
とうきょうユニバーサル
デザインナビ

➡ 質の高い客室の整備を誘導

○ スケジュール

